

公示番号：19a00400

国名：ベナン国

担当部署：人間開発部保健第一グループ保健第二チーム

案件名：医療マネジメント・質改善アドバイザー業務フォローアップ協力

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：病院管理
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年9月中旬から2020年2月下旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.30 M/M、現地 1.00 M/M、合計 1.30 M/M
- (3) 業務日数：
  - ・ 第1次 国内準備 2日、現地業務 15日（2019年9月頃）、国内整理 1日
  - ・ 第2次 国内準備 1日、現地業務 15日（2020年1月頃）、国内整理 2日本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次、第2次派遣の具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月28日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)  
([https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)) をご覧ください。  
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年9月10日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ①類似業務の経験 40点

- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
  - ③語学力 16 点
  - ④その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務	病院管理に係る各種業務(医療マネジメント・質改善(5S-KAIZEN))
対象国／類似地域	ベナン／全途上国
語学の種類	英語(仏語ができればなお可。)

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：
  - 黄熱：入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明書)が必要です。

## 6. 業務の背景

ベナンの国家保健開発計画(PNDS: Plan National de Développement Sanitaire 2009-2018)では、「2025年までにベナン国民の健康的ニーズを満たすため、連携とリスクの共有の精神に基づき、全ての国民が公平に医療サービスを利用可能となるよう、恒久的に質の高い医療を提供できるような、公共及び民間、個人と集団のイニシアチブに基づいた保健システムを確立する」ことを目標としている。同目標の優先分野である「医療サービスの質の改善」に取り組むため、保健省内に病院施設局質保証課が設置され、ベナンでは医療サービスの質の改善、治療の標準化、医療施設のモニタリング・評価等の取り組みにより、ビジョンの実現に努めている。2012-13年に院内感染防止委員会設置後、医療ケアの質の保証に関する計画には「5S-KAIZEN」による医療サービスの質の改善を図ることが記載された。現行のPNDS2018-2022はPNDS2009-2018を引き継ぎながら、保健分野の状況改善に向けて6つの戦略を打ち出している。これら6つの戦略のうち、サービスの提供とケアの質の向上、人材育成、情報システムの向上は「5S-KAIZEN-TQM」にも強く関連する項目である。

我が国はベナンへの保健協力として、2006年から妊産婦・新生児死亡削減にかかる「ベナン母子保健プログラム(2006-2010)(第2フェーズ2012-2015)」を実施し、特に母子保健に係るサービスの改善を図ってきた。無償資金協力による「ラギューン母子病院建設計画(2009年)」、本邦及び第三国研修、専門家派遣、青年海外協力隊活動で構成され、アトランティック・リトラル県における母子保健ケアの質の向上に取り組んできた。

一方、断続的に行われた医療従事者のストライキにより5Sを含む各種活動の停滞が目立ったことや、医療従事者の不適切な対応から、住民の公的医療施設離れが進んだ地域も発生した。このため、ベナン政府は、アトランティック・リトラル県で5S-KAIZEN活動を継続、普及させ、公的医療施設の基礎的な医療サービスの質の改善に取り組むことを目的として医療マネジメント・質改善の専門家派遣の要請が日本政府に対して提出され、同要請に基づき2016年から同分野の専門家が派遣された。なお、ストライキは2019年7月現在、既に解消されている。

「医療マネジメント・質改善アドバイザー」の支援により「5Sカイゼン国家マニュアル」の策定、「5SカイゼンTQM指導マニュアル」及び「5SカイゼンTQM教材」の

作成が完了された。また、5S カイゼン TQM の全国展開とナショナルファシリテーターの育成に向けて6 医療機関がパイロット病院として指定され、指導・研修が実施された。パイロット病院には2018 年に無償資金協力により設立されたアラダ病院も含まれ、同活動の定着が期待されている。これまでの専門家派遣の成果として、国家ガイドライン策定、研修マニュアル・モジュールの作成という政策・制度的側面からの強化と、各パイロット病院における院内組織体制と実践の強化の土台が構築された。

専門家派遣の終了以来、ベナン政府は、ENABEL（ベルギー開発援助機関）が支援する5つのパイロット病院でも5S カイゼン TQM が採用されることを推進・支援し、着実に全国展開に向けた取り組みを続けている。他方で、専門家派遣終了後の保健省による自立的な活動について、それを評価・指導する適切な人材はおらず、今後の適切な5S カイゼン TQM の着実な定着のためには、フォローアップの実施は必須である。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、2019年3月に策定された国家ガイドラインの着実な実施を支援し、JICA が支援した6パイロット病院における質改善チームの設立と活動をモニタリングすることで、ベナンにおける5S-KAIZEN-TQM のパイロット病院での定着を図るものである。ベナン国が今後さらに自立的に活動を展開するために日本の事例や他国の事例と比較・分析した上で、ベナン国の5S-KAIZEN-TQM の今後の展開計画について提言を行い、ベナン政府による自立的な人材育成計画（研修計画）の策定などを支援する。

具体的な担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2019年9月中旬）

- ① ベナン国の国家保健戦略等の保健政策関連文書、過去の保健分野専門家等の報告書や他の開発パートナーによる報告書等から現地の情報を収集し、ベナンにおける医療の質保証にかかる活動の現状を把握する。また、他国における同分野の協力事例の教訓も把握する。
- ② ワークプラン（和文及び英文）を提出し、JICA 人間開発部に説明する。

### （2）第1次現地派遣期間（2019年9月下旬～2019年10月中旬）

- ① 現地業務開始時にC/P 機関及びJICA ベナン支所にワークプランを提出・説明し、業務計画の承認を得る。また適宜JICA ベナン支所に対し進捗報告を行う。
- ② ガイドラインのレビュー
  - 1) ガイドライン実施状況の確認と課題の抽出を行う
  - 2) ガイドライン実施にかかる巡回指導を実施する
  - 3) スーパービジョンを通じ確認された課題を踏まえたベナン政府及びパイロット病院との協議、方針の確認
- ③ 保健省及びパイロット病院（各機関）における定着支援とナレッジの共有
  - 1) ガイドライン・マニュアル・モジュールの導入後6か月を経た、各機関での5S 体制強化及び実施状況のレビューを行い、必要に応じて改善案を提示する
  - 2) 各機関におけるアクションプランのレビューを行い、必要に応じて改善案を提示する

- 3) パイロット病院の 5SKaizen のベストプラクティス、ナレッジ、課題の共有と解決に向けた協議を行う
- 4) 各機関における第 2 次派遣期間までの具体的な活動を提言する。
- 5) パイロット病院の中からモデル病院候補を選定するためのレビューを行い、今後の展開活動について提言する
- ④ 人材育成状況の確認
  - 1) ナショナルモデレーター育成に向けた取組みの進捗確認を行う
  - 2) ナショナルモデレーター育成に向けた取組みの評価を行い、必要に応じて改善案や今後の展開について助言を行う
- ⑤ タンザニアで実施中の「地域中核病院マネジメント強化プロジェクト」からの協力のもと、ベナンにおける 5S-KAIZEN-TQM のパイロット病院での定着をさらに促進するために、域内の 5S-KAIZEN 先進国からの指導を受け、今後の両国間の関係強化を図る。具体的には、以下 2 点の活動支援を行う
  - 1) JICA ベナン支所が行うタンザニア人講師のベナンへの招へい準備を支援する
  - 2) タンザニアへのスタディツアーの準備（派遣のためのロジスティクス手配やプロジェクトとの調整等）を行う
- ⑥ 策定された活動計画について C/P による省内外への働きかけを支援し、予算やコミットメントの獲得など、計画の実効性を担保するための活動について助言を行う。
- ⑦ 現地業務結果をまとめた現地業務結果報告書（和文・英文）を C/P、JICA ベナン支所に提出し、報告する。

(3) 第 1 次国内整理期間（2019 年 10 月下旬）

第 1 次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

(4) 第 2 次国内準備期間（2020 年 1 月上旬）

第 2 次派遣にかかるワークプラン（和文・英文）を人間開発部に提出し、説明する。併せて、ベナン支所にもデータを渡航前に送付する。

(5) 第 2 次現地派遣期間（2020 年 1 月中旬～1 月下旬）

- ① 現地業務開始時に C/P 機関及び JICA ベナン支所にワークプランを提出・説明し、業務計画の承認を得る。また適宜 JICA ベナン支所に対し進捗報告を行う。
- ② 第 1 次現地派遣期間での業務進捗を踏まえ、保健省及びパイロット病院（各機関）におけるガイドライン定着の個別レビューを行う。
- ③ 各機関のアクションプラン実施状況を精査・評価し、パイロット病院としての 2 年次アクションプランの策定を支援する。
- ④ タンザニア人講師の招へい、タンザニアでのスタディツアーを経た、各機関の学びや 5S カイゼンへの取組状況を評価し、必要に応じて助言をする。
- ⑤ 各レビュー結果をもとにした保健省への報告、今後、保健省が行うべきスケジュール、活動体制及び活動予算の提言を行う。

- ⑥ 2020 年度以降に必要とされる、ベナン支所からの側面支援体制強化に向けた助言を行う。

(6) 帰国後整理期間 (2020 年 2 月上旬)

- ① 専門家業務完了報告書 (和文) を JICA 人間開発部に提出し、活動内容について報告を行う。
- ② ベナン側が今後さらに自立的に活動を展開することのための具体的な方策を提案する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務ワークプラン (全体及び各派遣時)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案) などを記載。

和文および英文 3 部 (JICA 人間開発部、ベナン支所、C/P 機関へ各 1 部)

(2) 現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文 3 部 (JICA 人間開発部、ベナン支所、C/P 機関へ各 1 部)

和文 2 部 (JICA 人間開発部、ベナン支所へ各 1 部)

ただし、第 2 次現地業務結果報告書 (和文) は (3) 専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第 2 次現地業務結果報告書 (英文) には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

・ ベナン保健省及びパイロット病院における 5S カイゼン TQM への取組みに関する提言

(3) 専門家業務完了報告書 (和文 2 部)

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書 (和文) を作成し、2020 年 2 月 14 日 (予定) までに JICA 人間開発部及びベナン支所に提出し、報告する。

C/P と協働して作成した現職教員研修カリキュラム及び研修教材集については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、成田⇒香港⇒アディスアベバ⇒コトヌー⇒アディスアベバ⇒香港⇒成田、または成田⇒パリ⇒コトヌー⇒パリ⇒成田を標準とします。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、JICA ベナン支所より業務従事者に対

し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約に含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- 国内移動費用
- 通信運搬費（インターネット通信や業務用携帯電話通信費等）
- 旅費・交通費（研修講師及び参加者の交通費や日当・宿泊費等）
- ワークショップ運営にかかる会場費等
- その他

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣時期については、ベナン側と調整の上で9月下旬および1月中旬辺りを想定していますが、コンサルタントの提案により調整は可能です。ただし、ベナン側の都合で必ずしも提案時期が叶わない場合は、再度調整いただく可能性もあります。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

#### ③ 便宜供与内容

##### ア) 空港送迎

あり

##### イ) 宿舎手配

あり

##### ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

##### エ) 通訳備上

あり（英語-仏語）

##### オ) 現地日程のアレンジ

現地調査開始時におけるC/Pとの協議について、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

##### カ) 執務スペースの提供

保健省内における執務スペース提供（ネット環境完備）

##### キ) 資料翻訳手配

あり（英文-仏文）

### (2) 参考資料

1) 本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第一グループ第二チーム（電話03-5226-8359）にて配布します。

- ① 過去の専門家報告書（JICA専門家、2018、日本語）
- ② Politique nationale de l'assurance qualite des soins et services de sante au benin（ベナン保健省、2013、仏語）
- ③ Plan National de Developpement Sanitaire 2018-2022(Draft)（ベナン保健省、2018、仏語）
- ④ Manuel d'accreditation Hospitaliere au Benin（ベナン保健省、2017、仏語）
- ⑤ ベナン国「医療マネジメント・質改善アドバイザー」専門家業務完了報告書（JICA専門家、2019、日本語）
- ⑥ 5S-KAIZEN-TQM実施ガイドライン「DIRECTIVES DE MISE EN ŒUVRE DE L'APPROCHE 5S-KAIZEN-TQM AU BENIN」（JICA専門家、2019、仏語）
- ⑦ 研修教材・マニュアル（JICA専門家、2019、仏語）

2) 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② ベナンにおいて、業務で使用される言語はフランス語なので、フランス語ができることが望ましいですが、ローカルコンサルタント（通訳兼務）の備上を想定していますので、十分な英語力があれば業務遂行可能です。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベナン支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口

または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上